

社会保障・税に関わる番号制度及び国民ID制度の導入に伴う個人情報の保護 に関する基本論点

第1 本WGにおける検討の視点

社会保障・税に関わる番号制度及び国民ID制度（以下「番号制度等」という。）の導入に伴い、国家により国民が監視・監督されるのではないといった懸念や個人情報の漏えい・濫用の危険性等が指摘されている。

そこで、本ワーキング・グループにおいては、個人情報保護の強化の在り方について、「社会保障・税に関わる番号制度についての基本方針」に基づき、また、同基本方針において当面の情報連携の範囲として示されている社会保障分野及び税分野を念頭に置くこととし、個人情報の有用性やプライバシーの観点等も踏まえ、検討する。

第2 個人情報保護強化の必要性と具体的方策

- 番号制度等に対する国民の懸念は何か。
- 番号制度等の下において、扱われる情報につき想定される危険やプライバシー保護の観点から防止すべき行為は何か。
- 上記を踏まえ、必要となる個人情報保護の方策は何か。
 - 「社会保障・税に関わる番号制度についての基本方針」においては、自己情報へのアクセス記録の確認、第三者機関による監視、目的外利用・提供の制限等、罰則の強化、プライバシーに対する影響評価（PIA）等が挙げられている。

第3 第三者機関に関する論点

1 独立性を担保する法的形式と組織形態について

- 第三者機関の独立性を担保するため、どのような法的形式の機関とするか。
- 委員会方式とするかコミッショナー方式とするか。

2 業務範囲について

- 監視対象とする機関・団体等は、国の行政機関に限るか、又は地方公共団体若しくは民間を含むこととするか。
- 監視対象とする範囲（分野）は、社会保障及び税分野に限るか、個人情報を取り扱うすべての分野とするか、又は当初は社会保障及び税分野に限り、将来的に対象の拡大を目指すこととするか。

3 機能・権限について

- どのような機能・権限を有することとするか。
 - 例えば、普及啓発、苦情処理・相談受付・調査、救済申立の受付、資料の提出・説明・報告・協力要求、助言・指導・勧告、立入検査、命令、制裁金等の制裁措置、PIA、国際協調、番号に係る個人情報ファイル簿の把握等が考えられる。

第4 自己情報へのアクセス記録の確認に関する論点

1 アクセス記録を確認できる対象範囲について

- いずれの機関・団体等が保有する個人情報について、アクセス記録を確認できることとするか。
- アクセスを実施した業務の性質やアクセスの態様等に基づく除外事由をどうするか。

2 確認できる項目について

- どのような項目を確認できることとするか。

3 確認方法について

- どのような要件、方法（又は手続）で確認できることとするか。

第5 目的外利用・提供の制限等に関する論点

- 番号自体や番号制度を利用する分野の個人情報について、目的外利用・提供の制限等の仕組みをどうするか。

第6 罰則に関する論点

1 罰則の新設について

- どのような構成要件の罰則を新設する必要があるか。
- 新設する罰則の法定刑をどうすべきか。

2 法定刑の引き上げについて

- 法定刑を引き上げる必要のある罰則はあるか。
- 引き上げるとする場合、どの程度引き上げるべきか。

第7 プライバシーに対する影響評価に関する論点

- プライバシーに対する影響評価はどのように実施するか。

第8 特段の配慮が求められる分野における具体的措置の在り方等

- 番号制度の導入に伴い、個人情報の保護について特段の配慮が求められる分野はどこか、また、特段の配慮が求められる理由は何か。
- 上記を踏まえ、前記分野において、どのような具体的措置が必要か。

予想される懸念

